

(表)

別記第33号様式(第37条関係)

年 月 日

長洲町長 様

長洲町地域優良賃貸住宅
駐車場使用請書

使 用 者	本 籍			
	現住所		自宅又は 携帯電話	
	ふりがな 氏 名		印	
	職 業 勤務先 勤務先 所在地	職 業 勤務先 所在地	電話	

※使用者は全て自筆で記入すること。

年 月 日付け長洲町指令第 号をもって下記駐車場の使用を許可
されましたので、当該駐車場を使用することについては、長洲町地域優良賃貸住宅条例(以
下「条例」という。)、同条例施行規則その他関係法令及びこれらに基づく指示命令並びに
誓約条項を厳守します。

記

1 住宅の名称及び駐車場使用料等

住 宅 名	住 宅 番 号	使用区画	駐車場使用 料(月額)	使用車両	
				車 名	登録番号
			円		

2 駐車場の使用に関する許可条件

次の許可条件については、全て使用者が責任を負うものとする。

- (1) 使用料は、定められた納期限日前に納付し、滞納はしないこと。
- (2) 使用者は、許可の通知を受けた日から10日以内に長洲町地域優良賃貸住宅駐車場使
用請書(別記第33号様式)を提出すること。
- (3) 駐車場を使用することができる者は、次の要件をすべて満たすものでなければなら
ない。
 - ① 当該住宅の入居者で、自己又は同居を認められた者が自動車検査証における使用
者に該当するものであること。
 - ② 駐車場使用料の滞納がないこと。
 - ③ 入居者が当該住宅の家賃を滞納していないこと。
 - ④ 町から不正入居及び家賃滞納等で当該住宅の明渡しを求められていないこと。
- (4) 駐車場の使用に伴う維持管理費は、使用者の負担とする。
- (5) 使用者は、自己の責めに帰すべき事由によって、駐車場又はその附帯する設備を滅
失し、又は毀損したときは、これを原状に復しその損害を賠償すること。
- (6) 町長は、使用者が次に掲げる事項に該当する行為を行った場合は、駐車場の使用の
許可を取り消し、その明渡しを命じるものとする。また、許可の取消しをした場合に
おいて生じた使用者の損失については、一切補償をしない。

(裏)

- ① 使用許可を受けた車両以外の自動車を駐車し、又は第三者に駐車場を使用させること。
 - ② 駐車場の使用許可により生じた権利を転貸し、又は譲渡すること。
 - ③ 駐車場内に引火性若しくは発火性の物品又は他の者の駐車を支障となるものを持ち込むこと。
 - ④ 駐車場の原状を変更し、又はこれに工作物等を設置すること。
 - ⑤ 駐車場を自動車の駐車以外の用途に供すること。
 - ⑥ 使用許可を受けた駐車場区画以外の場所に駐車すること。
 - ⑦ 不正の行為により使用許可を受けたとき。
 - ⑧ 駐車場使用料を滞納したとき。
 - ⑨ 正当な理由によらないで15日以上駐車場を使用しないとき。
 - ⑩ 駐車場又はその附帯する設備を故意に毀損したとき。
 - ⑪ 運行不能な自動車を1月以上継続して駐車させているとき。
 - ⑫ 上記(3)に規定する使用者資格を失ったとき。
 - ⑬ その他町長が駐車場の管理上必要があると認めるとき。
- (7) 使用者は、駐車場を返還しようとするときは、返還しようとする日の1月前までに長洲町地域優良賃貸住宅駐車場返還届(別記第39号様式)を町長に届け出なければならない。
- (8) 使用者は駐車場を使用する車両の車種又は登録番号を変更しようとするときは、長洲町地域優良賃貸住宅駐車場自動車登録番号等変更届(別記第38号様式)を町長に提出すること。
- (9) 使用者は、原則として駐車場区画の変更はできない。ただし、町長が特に認める場合は、その限りではない。
- (10) 町長は、駐車場内における自動車の盗難、損傷等の事故及び人身事故が発生したことにより使用者が損害を受けることがあっても、その損害の責めを負わない。
- (11) 町長は、住宅及びその附帯施設の維持管理及び増設等を行うために必要がある場合その他公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため必要がある場合においては、期限を定め、駐車場の明渡しを求めることができる。この場合、町長はこれにより使用者に生じた損失の責めを負わない。
- (12) 町長は、駐車場の使用者から請求があったときには、自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)第4条第1項の規定に基づく自動車の保管場所を確保していることを証する書面を発行するものとする。